

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公開番号】特開2014-68991(P2014-68991A)

【公開日】平成26年4月21日(2014.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-020

【出願番号】特願2012-219568(P2012-219568)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/472 (2006.01)

A 6 1 F 13/539 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/18 3 4 0

A 6 1 F 13/18 3 3 1

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月14日(2015.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかし、特許文献1及び2に記載の尿失禁パッドは、中間突起間の幅が、第1の突起間の幅及び第3の突起間の幅と同じになっているので、該パッドをショーツ等の下着の股間に取り付けて装着した場合、該物品の横方向からの力が中間突起に加わりやすい。その結果、該パッドはその装着状態において変形が起こりやすい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

後方部Bも前方部Aと同様の形状となっており、最大幅部B1から後方括れ部16に向けてその幅が漸減している。また後方部Bは、最大幅部B1から長手方向先端部B2に向けてその幅が漸減している。最大幅部B1から後方括れ部16までの間においては、後方部Bの側縁17Bは略直線になっている。一方、最大幅部B1から長手方向先端部B2までの間においては、後方部Bの後端縁18Bは、該先端部B2に向けて凸の緩やかな弧状になっている。そして、後端縁18Bと側縁17Bとは滑らかに連なっている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 4】

一対の第1の防漏溝20, 20及び一対の第2の防漏溝21A, 21Bに囲まれた領域、特に中央部Cにおける幅方向の中央域においては、図2に示すとおり、複数の点状押圧

部19が形成されている。点状押圧部19は、前記中央域の剛性を高めて形状を安定させることで、おりものや経血等の体液を安定して吸収する観点、及び使用者に該中央域の吸収性の高さを喚起させる観点から形成される。点状押圧部19は散点状に配置されている。点状押圧部19の配置は規則的又は不規則的とすることができます。点状押圧部19は、平面視での形状が例えば円形や多角形であり得る。点状押圧部19は、表面層11と吸収層13と防漏層12とが一緒に押圧され、表面層11及び吸収層13が圧密化されて、該表面層11及び必要に応じ該吸収層13の剛性を高めることで形成されている。このような圧密化を行うには、例えば周面に凹凸を有する凹凸ローラーと平滑ローラーとを具備するエンボス装置を用い、表面層11と吸収層13と防漏層12とを重ね合わせた状態で両ローラー間に通して押圧するときに、凹凸ローラーの周面を表面層11に対向させればよい。複数の点状押圧部19を、中央部Cにおける幅方向の中央域に少なくとも形成することで、該点状押圧部19は、パンティライナ10の幅方向における曲げ剛性を高めるための圧縮手段として作用する。複数の点状押圧部19が該圧縮手段として作用することで、パンティライナ10の装着状態において幅方向からの外力が加わった場合に、中央部Cの変形が、剛性の高い部位である各点状押圧部19に起因して生じる抵抗力によって阻止されるので、中央部Cによれが一層生じにくくなるという利点がある。これらの利点を一層顕著なものとする観点から、各点状押圧部19は、その面積を1mm<sup>2</sup>以上、特に2mm<sup>2</sup>以上とすることが好ましい。面積の上限値は10mm<sup>2</sup>以下、特に7mm<sup>2</sup>以下であることが好ましい。例えば各点状押圧部19の面積は、1~10mm<sup>2</sup>であることが好ましく、2~7mm<sup>2</sup>であることが好ましい。面積がこの範囲内であることを条件として、点状押圧部19は、1cm×1cmの正方形の区画内に平均して2個以上、特に4個以上配置されていることが好ましい。個数の上限値は、32個以下、特に16個以下であることが好ましい。例えば点状押圧部19の個数は1cm×1cmの正方形の区画内に平均して2~32個、特に4~16個であることが好ましい。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

長手方向に延びる前方部第2防漏溝26は、先端部A2寄りの位置に、該前方部第2防漏溝26から幅方向内方に分岐する内方分岐部26Aを有している。内方分岐部26Aは、その長さが前方部第2防漏溝26よりも短くなっている。内方分岐部26Aは、その一方の端部が前方部第2防漏溝26に連結している。他方の端部は自由端部になっている。この自由端部の位置は、前方部第2防漏溝26における先端部A2寄りの端部の位置を越えて先端部A2寄りになっている。内方分岐部26Aは、前方部第2防漏溝26と同様に、少なくとも表面層11と防漏層12とと一緒に押圧して表面層11を圧密化し、該表面層11の剛性を高めることで形成されている。

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

以上、これまで説明してきた防漏溝や押圧部のうち、パンティライナ10の左右両側部の位置に形成されているもの、すなわち第1の防漏溝20、前方部第1防漏溝22、後方部第1防漏溝23、前方部第2防漏溝26、後方部第2防漏溝27、第1の押圧部24、第2の押圧部25、第3の押圧部28及び第4の押圧部29は、パンティライナ10の長

手方向に延びて該パンティライナ10を左右に二等分する縦中心線(図示せず)に関して  
対称形になっており、かつ対称な位置に配置されている。